

規則第3条の改正に伴う医師の届出対象の変更について

今後のクラスターサーベイランスについて

【原則】 今後は、秋冬に向けて国内での患者数の大幅な増加が起こりうるという観点に立ちつつ、個々の発生例ではなく、患者数の大幅な増加の端緒となる事例や全国的な傾向を的確かつ速やかに探知し、対策につなげていくことを感染拡大防止の基本とする。

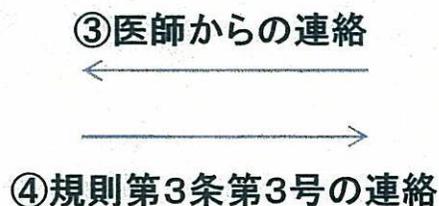
- 【構成】
- I クラスターの端緒の把握 → 医師に対し幅広く報告を求める。
 - II クラスターの規模の特定 → 感染症法第12条の規定に基づく届出義務を課す。

I クラスターの端緒の把握について

保健所において、患者が通う施設における集団的な発生を疑った場合は、PCR検査を実施する。



PCR検査陽性だった場合、患者を診察した医師に対して、感染症法施行規則第3条第3号の連絡を行う。



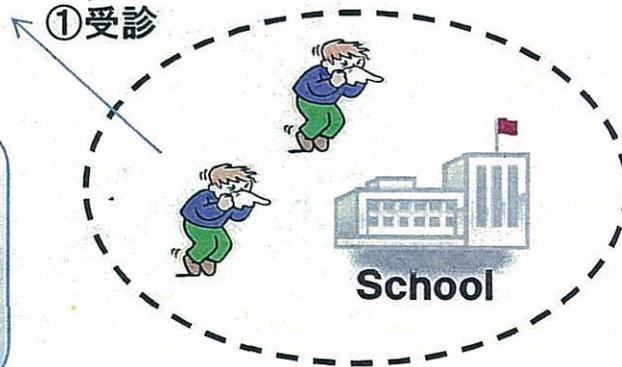
医師が集団発生を疑った場合、保健所へ連絡



問診により集団発生かどうかを確認

②医師による問診等

①受診

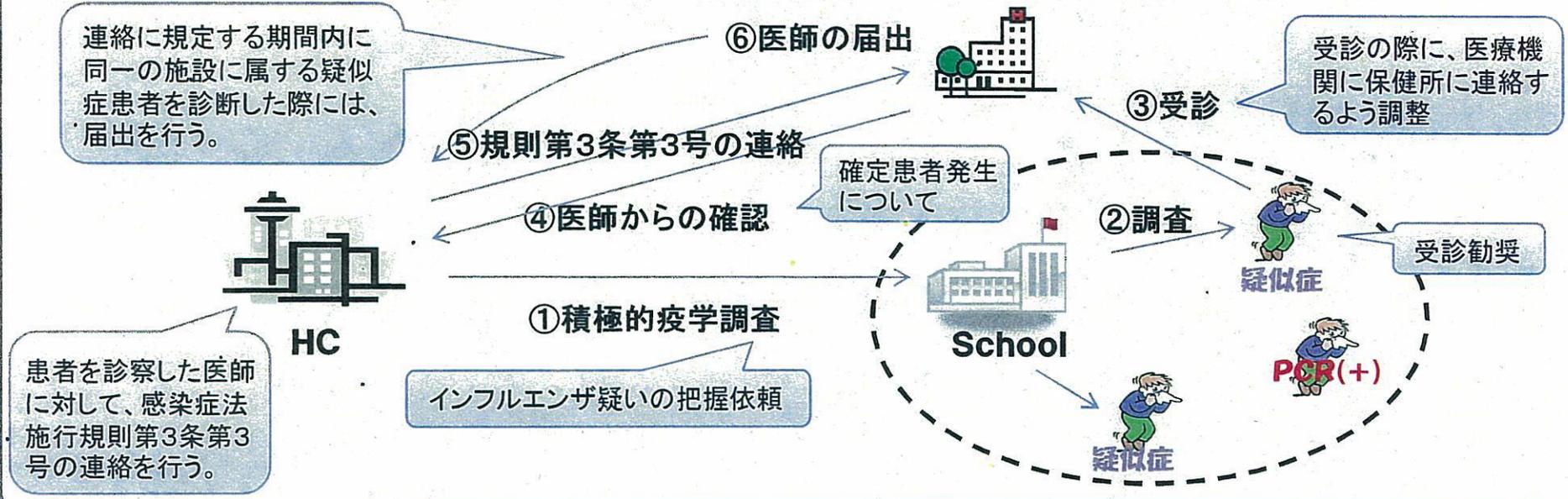


医師は、確定患者についての届出を行うとともに、連絡に規定する期間内に同一の施設に属する疑似症患者を診断した際には、届出を行う。

⑤医師の届出

規則第3条の改正に伴う医師の届出対象の変更について

II クラスターの規模の特定について(積極的疫学調査による把握)



II クラスターの規模の特定について(医師からの報告による把握)

